

SFC ドローン運用ローカルルール 概要

慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスで無人航空機を運用する際の自主規制として、ローカルルールを定めることを提案する。その概要は以下の通りである。

ローカルルールの目的

- 個人の良識に基づく運用のための秩序づくりに資するため
- 教育活動や研究開発の柔軟性を確保するため
- ドローン前提社会のモデルケースとして社会の先導役を担うため

ローカルルールの基本方針

- 航空法、電波法など無人航空機を運用するために遵守すべき日本国の法律がカバーできないキャンパス事情に特化したルールだけを制定
- 「個人の良識」を最大限に尊重
- 事故の予防や安全を確保するための運用ガイドとして「ローカルガイド」を策定し、ルールとは別に操縦者が意識的に注意すべきことを周知

「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請」の対応

以下の項目が網羅されていることが前提になっているので、これらの項目を「ローカルガイド」に定めることとする。

- 無人航空機の点検・整備に関する項目
- 無人航空機を飛行させる者（操縦者）に関する項目
- 無人航空機を飛行させる者（操縦者）が遵守すべき項目
- 安全を確保するために必要な体制

以上

SFC ドローン運用ローカルルール

慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス（看護医療学部敷地ならびに未来創造塾建設予定地、湘南藤沢記念病院建設予定地など周辺地も含む）で無人航空機を飛行させる場合には、遵守すべき法律（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）や電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）など）に沿った運用を求めると共に、以下のルールを加えて運用する。

- **【適用対象】**
本ルールはキャンパス内で飛行させる無人航空機を対象とする。航空法が適用外とする「重量 200g 以下の無人航空機」であっても、安全を確保して飛行させなければならない。
- **【飛行区域】**
以下の区域での飛行は原則として行わない。この区域での飛行が必要な場合は、大学事務室と協議の上、関係者の了承を得た上で行うこと。
 - 湘南藤沢中等部・高等部校舎周辺（校舎より 30m 以内の空域）
 - 近隣民家との隣接地域（民家より 30m 以内の空域）
 - キャンパス内周回道路の上空（地表から 10m までの空域）
- **【要調整区域】**
講義開講中、始業～終業まではキャンパス周回道路内側での飛行は避けること。この空域での飛行が必要な場合は、事前に大学事務室と相談の上、飛行箇所周辺での注意喚起や立ち入りの制限などを行い、安全確保を徹底すること。
- **【飛行方法の制限解除】**
航空法第 132 条の 2 各号が掲げる方法によらずに飛行させる場合は、国土交通省への申請の他、飛行させる者の「氏名」「学籍番号または個人番号（慶應義塾に属している場合）、あるいは所属および連絡先」、飛行させる無人航空機の「機体情報」および飛行させる「目的」と「制限を解除する飛行方法」を、事前に大学事務室に申告しなければならない。
- **【慶應義塾に属さない者の飛行】**
慶應義塾に所属しない者が飛行させる場合には、大学事務室に対して事前に「氏名」「住所」「連絡先」「無人航空機に関する情報（型番、製造番号）」「加入しているラジコン／ドローン保険の情報」などを通知し許可を受けなければならない。

以上